

岡山県産業労働部各種補助金申請書類の受付、審査等の労働者派遣業務公募要領  
(技術提案実施公告)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年3月2日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 業務内容

- (1) 業務名 岡山県産業労働部各種補助金申請書類の受付、審査等の労働者派遣業務
- (2) 業務の内容 「岡山県産業労働部各種補助金申請書類の受付、審査等の労働者派遣業務仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業費 17,380,440円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他」、小分類が「3 人材派遣サービス」であり、格付区分がAであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 官公庁から3年以内に3か月以上の労働者派遣業務を受託した実績があること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県産業労働部産業企画課

電話：(086) 226-7370 FAX：(086) 225-3449

メールアドレス：sanki@pref.okayama.lg.jp

### 4 技術提案手続等

この業務に技術提案を希望する者は、5の提案書を次のとおり提出しなければならない。

#### (1) 仕様書及び様式の配布の期間及び場所

##### ア 配布期間

令和8年3月2日(月)から同月9日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### イ 配布場所

3の場所に同じ。

なお、岡山県産業労働部産業企画課のホームページからダウンロードすることもできる。  
(<https://www.pref.okayama.jp/page/1022330.html>)

#### (2) 提案書の提出の期間、場所及び方法

##### ア 提出期間

令和8年3月2日(月)から同月16日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### イ 提出場所

3の場所に同じ

##### ウ 提出方法

持参

#### (3) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

##### ア 受付期限

令和8年3月9日(月)午後5時(必着)

##### イ 受付方法

岡山県産業労働部各種補助金申請書類の受付・審査等の労働者派遣業務質問・回答書(様式第1号)をファクシミリ又は電子メール(電子メールの場合は様式第1号をファイルにより添付)で送信することとし、電子メールで送信する場合の件名は、「労働者派遣業務質問書(社名)」とすること。

なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

##### ウ 宛先

3の場所に同じ。

なお、様式第1号を送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。確認の電話は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

##### エ 回答方法

回答は電子メールにより行う。

ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

## 5 提案書

提出する提案書は、次のとおりとする。

- (1) 岡山県産業労働部各種補助金申請書類の受付・審査等の労働者派遣業務提案書（様式第2号）
- (2) 「岡山県産業労働部各種補助金申請書類の受付・審査等の労働者派遣業務技術提案作成要領」により作成した次の書類
  - ア 実施計画書
  - イ 見積書
  - ウ 誓約書

## 6 委託候補者の選定、契約の締結等

### (1) 委託候補者の選定

5による提案書の内容を審査し、得点が最も高かった者を委託候補者に選定する。なお、審査に当たり、個別に内容について説明を求める場合がある。

### (2) 選定結果の通知

委託候補者に選定されたか否かについては、令和8年3月23日（月）に郵送により発送し、通知する。

### (3) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された技術提案に基づき当該事業者と岡山県とは協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

### (4) 契約保証金

契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ただし、岡山県財務規則第155条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。契約保証金の免除を希望する場合は、契約締結の際、岡山県財務規則第155条各号のいずれかに該当する者であることを確認（証明）する書類を提出すること。

### (5) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

## 7 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 2の技術提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案書が4(2)アの提出期間を経過後に提出されたとき。
- (3) 見積書が1(4)の条件を満たさないとき。
- (4) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 8 その他

- (1) 契約締結日は、令和8年4月1日とする。
- (2) 提出された提案書の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案に参加する者ごとに1案のみとする。

- (4) 提案書の作成等に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提案書は、委託候補者の選定を行うために必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提案書は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) この業務に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (10) この業務の実施に当たっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。
  - ア 公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。
  - イ 業務上知り得た情報に対しては契約期間内及び業務完了後においても機密の保持が守られること。
- (11) 岡山県の令和8年2月定例県議会において、当該事業の予算が議決されなかった場合は、契約を締結しない。この場合、岡山県は提案に要した費用を負担しない。
- (12) この業務の一部に国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用する。